

平成 30 年 8 月 9 日

第 8 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

平成 30 年 第8回 定例会

日時：平成 30 年 8 月 9 日（木）午後 2 時

場所：教 育 委 員 会 室

「出 席」

教 育 長	佐 藤 正 子
委員長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	田 嶋 幸 三
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教 育 指 導 課 長	松 原 修
児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
教育センター所長	矢 島 孝 幸
真砂中央図書館長	川 崎 慎 一 郎

「書 記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 事	大 塚 功

平成30年

第8回教育委員会定例会

平成30年8月9日（木）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 清水俊明委員

第1 議案の審議

第28号議案 平成31年度使用中学校教科用図書採択について

第29号議案 平成31年度使用特別支援学級教科用図書採択について

第30号議案 「外国籍の保護者のための入学前相談会&弁護士等専門家相談会」の後援名義使用承認について

第31号議案 「講演会『学ぼう！！いじめが終わる方程式』～子どもの命を守るために大人が知ってほしいこと～」の後援名義使用承認について

第2 その他の事項

「開 会」

(14 : 07)

○佐藤教育長 それでは、第8回教育委員会定例会を始めたいと思います。

初めに、本日の傍聴定員についてご案内いたします。本日の議案であります教科用図書の採択、毎回多くの方が傍聴を希望されておまして、15人の定員を超えて抽選となっております。今回も同様の事態が見込まれましたので、会場の都合はございますけれども、なるべく多くの方に傍聴いただくために、文京区教育委員会傍聴人規則第3条に基づきまして、定員を拡大して、今回は25名とさせていただきます。抽選はございませんでした。ご希望の方、全員に入らせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

では、出席状況を確認させていただきます。委員は全員出席いただいております。理事者も全員出席です。

本日の議事録署名人でございますが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

第28号議案 平成31年度使用中学校教科用図書採択について

○佐藤教育長 それでは、早速議案の審議に入らせていただきます。本日は4件ございます。

まず、第28号議案「平成31年度使用中学校教科用図書採択について」でございます。まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○教育推進部長 それでは、第28号議案、平成31年度使用文京区立中学校教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区立学校教科用図書採択実施要綱に基づきまして、平成31年度から使用する文京区立中学校教科用図書を採択するものです。

具体的には、来年度から新たに使用することになる「特別の教科 道徳」の教科書について採択いただくことになります。

議案資料につきましては、文京区立学校教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために教育委員会のもとに設置した平成31年度使用中学校教科用図書審議会の答申でございます。この答申は、文

京区立学校教科用図書採択実施要綱及び同実施細目で定めました採択方針に基づきまして、教科用図書を調査研究の上、審議し、その特徴を明らかにしたものでございます。

今回、採択をしていただきます教科用図書につきましては、「特別の教科 道徳」の1教科でございます。これまで、5月に送付された教科書見本本について各委員が実際に手にとってご覧いただき、それぞれ比較検討されているとともに、事前にお渡しした本日の議案資料である教科用図書審議会答申に加え、教科用図書調査研究委員会の基礎資料、教科書展示会における区民意見等についてもお目通しいただいております。

それらを踏まえ、文京区の中学校で学ぶ生徒にとって最適の教科用図書をご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○佐藤教育長 それでは、議案の審議に入りますが、まず議事の進行について、お諮り申し上げます。

教科用図書の採択に当たりましては、この間、委員の皆様におきまして、答申についてはお読みいただいております。また、全ての発行者の教科書、実際に手にとってお確かめをいただいております。そこで、本日は、まず全てご覧になられた各委員のご意見をいただきまして、取りまとめを行い、改めてお諮り申し上げたいと思っております。この進め方、これまでと同様でございますが、今回もそのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 では、そのように進めさせていただきます。

なお、お手元に審議会の答申がございます。既にお読みいただいておりますけれども、初めに、その答申について事務局から発言をさせていただきます。それからご発言いただきたいと思っております。

では、事務局からお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、私から答申等について少し触れさせていただきます。

答申の、1ページでございます。前段のところ、「特別の教科 道徳」の目標、それを踏まえた指導の重点などについて触れてございます。その下に発行者ごとの特徴をまとめてございます。そのほかに、審議会において、審議会委員の方から付されたご意見の2点を紹介させていただきます。

1点目は、分冊と教科用図書の大きさについてでございます。これは昨年度の小学校でも同様の話題が出ております。今回、中学校では各学年、2分冊になっている発行者は2社でございます。委員からも学校からもさまざまなご意見がございました。例えば書く活動に終始し、考えたり議論し

たりする時間が十分に確保できないのではないか。ノートに書かれた内容のみで評価しないよう、使い方に配慮が必要ではないか。教科書との関連で、使い方や意図がわかりにくいなどのお声がございました。また、大きさについても、生徒が扱いやすい大きさ、形、厚さなどを考慮する必要があるという声がございました。

2点目は、生徒が考え、議論するには、こういった題材や提示の仕方がよいかという点でございます。生徒が身近に感じることができる話題を文字だけではなく、写真やイラストなどが工夫されているか、また、発問の内容や数などについても など、さまざまな意見、議論が出されておりました。なお、各発行者の特徴につきましては、先ほど申し上げたとおり、答申に記載のとおりということでございます。

私からは以上になります。

○佐藤教育長 それでは、説明は終わりましたので、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思えます。いかがでしょうか。

○清水委員 文京区の中学校の道徳の教科書といたしまして、教えられる側の子どもの立場、さらには教える側の先生の立場を重視して、私なりによい教科書を選定させていただきました。

まず、生徒の立場を考えた場合は、発達段階の違いや個人差の大きさ、こういったものを十分考慮して、多様性を重視した教科書がいいのではないかと考えております。

また、先生の立場を考えた場合は、現場で必要となる指導上の工夫、こういったものが許容範囲内であるものという視点で各教科書を評価させていただきました。

その結果、私といたしましては、2つの教科書が甲乙つけがたかったので、まず紹介させていただきたいと思えます。

1つ目は東京書籍。これは道徳的諸価値についての理解をもとに、多面的、多角的に考えることを通して、人間としての生き方について考えを深める、生徒たちにそういったものを教えるように編集されているということ。さらにはボリュームが適切で読みやすい、あるいは教えやすいというところもあるかと思えます。

各教材に、考えてみようという発問が2点あるいは3点ございます。これは余り多くないんですけども、重要なところにフォーカスを絞っているという意味ではこれで十分かなと思えます。

一方、小学校の教科書で一部問題になりました「権利と義務」の取り扱い、これについては、やはり現場での指導がかなり必要になってくるということで、専門である坪井先生にコメントをいただければと思えます。

もう1つ、ボリュームの面あるいは内容から、教育出版の教科書を選ばせていただきました。「権利と義務」についても、セットで扱ってはいないという点で、先ほどの問題はクリアできるのではないかと思います。ただ、その一方で、社会的に議論の分かれるような、例えば死刑制度といったものも含まれておりますので、この辺はやはり現場での指導上の工夫が必要になってくるかもしれません。

次の候補といたしまして、光村図書出版。これも1年間の学びが見通せるような、シーズン、ユニットから構成されている点、学生生活の実態と生徒の成長を考慮して編集されている点などが評価できると思いました。一方、最初に述べた2つの教科書と比較してボリュームが非常に多くて、これは教材を読み解くことを中心とした授業展開になってしまうという危惧がございますので、この辺も指導上の工夫が必要ではないかと思いました。

以上です。

○坪井委員 私は、基本的に法律家という立場があるものですから、その視点から、今回改めて道徳という教科書を考えてみたわけですが、清水委員からもご指摘がありました「権利と義務」という言葉について、小学校の教科書を採択するときには、余り議論されないまま採択されたんですが、改めて、「権利と義務」という言葉が教科書に使われていることについて着目をして考えてみました。

私ども法律を学んでいる者からしますと、道徳の教科書の中に「権利」と「義務」を並列して掲げるということ自体、全く理解ができないということです。権利で一番大切なことは、日本国憲法に基づく基本的権利、人間の権利という意味での人権ということがあります。その人権の尊重というのが一番大切な価値観として提示されるべきです。この基本的人権を何らかの義務と対照させて論じるということはまず憲法論の中ではあり得ません。何があるかという、国や社会が個人の人権を尊重する義務があるという意味で使うのであればあり得ますが、そういう表現は特になくて、憲法は当然ながら国家や社会を縛るものでありますので、そこに義務という言葉も使われておりません。

全ての人権が無制約に保障されるかという、そうではなくて、人権同士が衝突をする場面というのはどうしても考えられる。そのときに、人権と人権の中で内在的な制約があり、調整原理があるということで、さまざまな判例とか学説があるわけですが、そういう考え方で調整はしなきゃいけないけれども、どこかから突然に何らかの義務が出てきて、その権利とパラレルに「権利と義務」という形で権利を制約するということが憲法上の論議としてはあり得ないわけです。

まさかそこにこの道徳の教科書が踏み込んでいるとは思いたくありませんけれども、一般に社会の中で使われている「権利と義務」がそこと混同されている部分がとてもあるということが懸念されます。

法律的に「権利と義務」と言うのであれば、それは法律用語では「債権と債務」と言うのですが、契約に基づいて、例えば売買をしてお金を払う義務、あるいは物を引き渡す義務という形で「権利と義務」という言葉は使います。これは契約に基づく債権・債務ですが、法律で義務というのは、違反をした場合に強制力を持って実施させることができる、履行させることができることを義務と言うので、強制力を伴って履行させることができる。債権・債務というのはそういうことなんですね。相手が債務を履行しなかった、お金を払わなかったらば、裁判で強制執行によってお金を回収することができる。これに法的な義務という言葉を使う。一般的に使われているような、ルールを守りましょうという場面で、法律用語で根拠のある義務という言葉が出てくることはないわけです。

そのこのところが、債権・債務としての権利・義務のことを言っているのか。あるいは共同生活の中で、皆が仲よく暮らしていくために一定のルールは必要だし、集団の構成員としてそのルールを守り、みんなでこの集団をやっぺいこうという責任はあるだろうと思いますが、それに「権利と義務」という言葉を使うということ、そこ自体にとっても違和感があります。私は、それが基本的人権、表現の自由とか集会結社の自由、思想良心の自由、その制約原理として、あたかも社会の和が保たれるためにそれは制約されなければならない、我慢しなければいけない義務があるんだということに誤解をされて使われてしまう、そのこのところをとっても危惧しています。

これは学習指導要領の書き方そのものが、「法や決まりの意義を理解し、権利・義務や責任の自覚を通して互いに社会の連帯の意識を高め、進んで公共の福祉に努めようとする」という表現を使っているがために、教科書を作成していくときに、「権利と義務」という言葉を使ってしまう場合もあったのかもしれませんが。ただ、この教科書をつくっていく過程で、法律家のきちっとしたバックアップを得て、どの教科書もつくっておられるのかも疑問ですし、そのこの視点をきちっと考え上げた上でつくられている教科書がどれだけあるのかというのもとても懸念されます。

そういう意味で、後で見ただけならばと思いますが、学習指導要領の解説の27ページには、「民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる」とか、そういった憲法における基本的人権の尊重をきちっと明確に書いてあります。全部を読めばそこまでたどり着くのかもかもしれませんが、一番最初の部分だけを見ると、「権利と義務」と

いうところで、私が先ほど申し上げた混同を生じさせる。債権・債務の問題と基本的人権の尊重、内在的制約の問題との混同を生じさせてしまうのではないかと懸念される。

小学校の現場でも、「権利と義務」ということが出てくる教科書が使われていることがあるとすれば、現場の先生方が、今申し上げた基本的人権の尊重、国家の義務ということと、今ここで言っている債権・債務の意味での権利・義務ということとは違うのだということとをちゃんと理解した上で子どもたちに提示していただきたい。間違っても、「集団の中で自分の意見を言うことが、和を乱すから、それはあなたの義務なのだ」という言い方で、権利・義務ということを使わないでほしい。ちょっと長くなってしまいましたが、それだけは申し上げたいと思います。

その上で、教科書として拝見をしまして、清水委員がおっしゃられた3つの教科書が、使いやすさという意味では出てきますが、私としては、先ほどの権利・義務ということから申し上げますと、一番使ってほしいなと思ったのは教育出版の教科書です。題材についての取り上げ方、非常に斬新な部分も確かにあります。しかし、現在国際社会で問題になっていること、あるいは日本社会で問題になっている視点をきちっと取り上げて、子どもたちが現実に即して考えていく。どちらが正しいという結論を出せというのではなくて、考えていこうという姿勢をとっていると思います。死刑制度を掲げていて、今この瞬間においてはホット過ぎるということはあるかもしれませんが、18歳成年制が導入されますと、すぐに国民の1人の主権者として出ていかなければならない子どもたちに、現在の日本の中で起きている、しかも命にかかわる、そうしたことについてきちっと中学3年生の時点で少なくとも考えてもらうということは大事なことだろうと思っております。そこから逃げる必要はないと思っております。そういう意味で教育出版の教科書を採択していただきたいと思っております。

さらに、光村図書については、非常に中身が濃くて、大人としては考えさせられる題材を使っておられるという意味で、私は光村図書も推したいところです。ただ、ちょっと量が多過ぎて、道徳の時間が50分しかない中で、全てきちんと議論が尽くせるかというところとか、ついていけない子どもさんもあるかもしれないということを考えると難しいかなと思いつつ、中身としては光村図書も推したいというところです。

○田嶋委員 職員の方から、教員の立場としての扱いやすさというのは、教えやすいとか、そういう意味ではなく、文京区の子どもたちに対してこういう面ですぐれているという話を伺いました。そして区民の皆さんの声も読ませていただきました。

その中で、私自身も、清水委員と同じですが、東京書籍、教育出版、光村図書、この3者がいいのではないかと思いました。坪井委員とこの前も話をさせてもらいました。そういう中で、僕が気になったのは、「権利と義務」というよりは、今どき、リレー選手を投票で決めていたんだという全然次元の違うところでひっかかってしまった。私は法律の専門家ではありませんが、一体これはどういう方向に持っていくんだろう、全然「権利と義務」じゃないところでの議論になってしまったり、そういうふうになるおそれはないのかなとちょっと心配になったところではあります。

今の3者以外も、いじめ、ダイバーシティ、さまざまな人を受け入れるという部分では、皆さん丁寧に扱っていらっしゃるので、甲乙つけがたい部分がありましたが、今の3者については、いろいろ説明を伺ったり読ませていただく中ではすぐれているんじゃないかと思っています。

死刑制度について、先生にとっては本当に難しい話題だろうなと思いました。今ドイツやフランス、いろんな国の子どもたちを見ていると、間違いなくもっと若い年代からもこういうことについての議論をしていて、そういう意味では、今、坪井委員のおっしゃった部分について賛成いたします。

僕も、そういう意味で教育出版、東京書籍、光村図書の3者を選ばせてもらいましたが、1番目は教育出版です。

○小川委員 私も同じ意見になってしまったようですが、考えた観点としましては、まず教える現場の先生たちが取り扱いやすいということはとても大事なことだと思っていましたので、分冊とか大きさ、発問の数といった現場の声を大切に聞かせていただきました。それと、寄せられた区民の方々からの声も細かく読ませていただき、答えを出すための教科ではなく、議論をして、先生、そして友達同士、意見を述べ合って、そこからいろいろな多様性を認め合っていくような教材になるものを教科書として選ぶべきではないかと思ひまして、東京書籍、教育出版、光村図書が内容としてやはりいいかなと思ひました。

東京書籍は、小学校のほうでも「権利と義務」について話題に上がっておりましたけれども、分冊ではないものの中で権利条約をしっかり掲げて資料として入っていたのが、東京書籍だけでしたので、そういう意味では、確かに1つのトピックとしてそこだけ切り取ってしまうと、かなり問題のある部分もありますし、法律の専門家の坪井先生からのご指摘というのはすごく大事だと思いますが、包括的な中で、あるベースがあった上での一話と捉えられるかなと思ひましたし、50分という授業の時間内において達成させるという意味でもよかったと思ひたので、候補の1つとして挙げさせていただきます。

教育出版は、3年生になってくると、グラフとか図とか、本を読んで、文章を読んで、そこから議論を進めていくというやり方だけではなくて、図表を読んでそこから議論を盛り立てていくという教材が入ってきます。それもすごく大事なことだなと思いました。もちろん文章を読んでそれをどう感じたかという展開も必要ですが、中学3年生ぐらいになってくれば、議論というのは文章からだけではなく、図表からもそういった議論を進めていく力、あとはそこからどういうふうに分が読み取っていくのかということも、教育としていいのかなと思いました。その図表の中の1つに死刑制度が入っていたかと思いますが、先ほど坪井委員もおっしゃっていましたように、投票権を持つのが18歳になったということを考えれば、15歳でこういったことに関心を持つということは当然かなと思いますので、入っていてもよろしいのではないかなと思いました。分量としても東京書籍と同じぐらいの分量を取り扱っていましたので、50分ぐらいで1つの単元をみんなで議論できるのかなと感じました。

光村図書は、多くの委員の先生方もおっしゃっていましたが、大変興味深い内容もたくさんありますし、挙げられている教材も興味深いものだなと思いました。でも、やはり情報が多いというか、50分間の1コマでやるということを考えると、ちょっとボリュームが多いかなと思った次第です。

以上です。

○佐藤教育長 今、委員の皆様にご意見をいただきました。坪井委員のほうからいただきました「権利と義務」のお話については、どの教科書が採択されようとも、また中学校だけではなく、小学校も含めた課題ですので、いただいたご意見につきましては、合同校・園長会等もありますので、教育委員会のほうからきっちり伝えさせていただきます。

今、共通項としましては、東京書籍と教育出版と光村図書、この3者が皆様の中からはお話が上がってきている。いずれにいたしましても、指導の工夫が必要な部分については、それぞれ確認した上で採択はしていただきますが、いかがでしょうか。今、名前が上がったのはこの3つということですね。

○坪井委員 東京書籍については、先ほど申し上げたように、「権利と義務」の扱い方について誤解を生じさせかねない。1年生のその部分だけにはあるんですが、使ってある題材が、先ほど田嶋委員がおっしゃったように、リレーの選手を選挙で選んだ、それ自体が体育の専門家から言っても考えられないという話です。それだけではなくて、私自身が中学生から受けた相談の中の1つに全く同じ事例がありました。足の遅い選手を、いじめとして皆で選挙で選んで、担任も一緒になって、「選挙で選ばれたんだから、君は受けるべきだ」と言って、その子を選手に推したという事案があ

り、彼は最終的に、体育祭を欠席するという形でしか抵抗できなかったという相談を受けたことがありました。そういう事案が起きかねない。学校の中で誰かを選挙で選ぶということが日常的に起きている。そこで同調圧力をかけて、「ノー」と言えない状況の中で、1人の子どもにやりたくないことを押しつけて見せしめにするとか、さらしものにするといういじめが実際には幾度も起きているという現場からすると、あの題材を「権利と義務」というところで扱われて、しかも、教員にとっては、自分たちの身近にあることなので、とても使いやすくなってしまいます。そこで「権利と義務」を論じるというのはとても危険、いじめを増長することになりはしないかという心配まであります。子どもの権利条約を掲げているのはこれだけなので、本来は子どもの権利条約をきちっと道徳の中で言ってくれていることはすごくうれしいことなんですけれども、そこがひっかかります。

もう1つ、東京書籍の後ろのほうに、学びを振り返ろうとか、心情円というものがつくってあります。心情円も、使い方だと思いますが、2つの気持ちだけで気持ちをあらわそうというのは、危険だなと思って、いいか悪いかではなくて、そうではない、複雑な中間項や、こっちのほうがこうという気持ちもあるし、もっと3つ目や4つ目の考えも、気持ちの中にはいろいろあると思います。イエスとノーだけの心情円という形で子どもたちに考えさせるというのは、イエスカノーしかないんだとしたら怖いかなというのがありました。また、評価というところも、道徳の評価については皆さんいろいろ懸念されると思っています。これは決して評価ではないんですけれども、授業の取り組みで、A、B、C、Dというふうに自己評価と見えるんですね。こういう形で、通知表の評価が、道徳のAって何がつくのかわからないところでAにしなきゃみたいな、子どもたちの不安感を呼びはしないかと心配をしました。

そういう意味では本当に残念ですが、私は東京書籍を採択することに関しては反対です。

○佐藤教育長 はい、わかりました。

子どもの権利条約に触れられているのは確かに東京書籍だけです。私も東京書籍を見て、いじめのない世界とか、命を考えるといったテーマに、各学年、非常に丁寧にページを割いていらっしゃるんで、そういうところは非常に読みやすい。イラストや漫画、写真と工夫があって、子どもたちにとっては非常に使いやすい書籍になっているなという印象は持っております。あと、文章のボリュームという点でも、教育出版と東京書籍のほうがボリューム的には時間内にうまく指導できるという点では、使いやすいかなと思ったのも事実です。

ただ、坪井委員のほうから今ご意見も出ましたが、委員の中で共通しているというところでいきますと、皆さんから、ここであればということで上がったのは教育出版ということでした。それにつ

いてはいかがでしょうか。皆様からよい部分のご指摘も多々出ていたと思っておりますが、いかがでしょうか。

○清水委員 私の方からも東京書籍と教育出版が同率で第一候補というお話をさせていただきましたけれども、その前に現場の工夫が許容範囲を超えては困るということもお話ししたわけで、今の坪井委員のお話を聞いていますと、ちょっと許容範囲を超えているのかなと。田嶋委員のお話からもそう受けましたので、1位を教育出版とさせていただければと思います。

○佐藤教育長 そのほか、補足されるような意見ございますか。

では、今皆様方からご意見をいただきまして、共通する部分ということでの委員、全会一致ということでこちらの教育出版を採択してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、第28号議案、文京区立中学校教科用図書については、ただいまご提案いたしました教育出版の図書を採択するということにしたいと思えます。

第29号議案 平成31年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○佐藤教育長 それでは、次の案件に移りたいと思えます。第29号議案「平成31年度使用特別支援学級教科用図書採択について」ということをございます。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 それでは、第29号議案、平成31年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、通常の学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択とは別に、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択に関する件でございます。

特別支援学級では、特別の教育課程を編成している場合があります。したがって、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の2の規定に基づいて、1人1人の児童・生徒の実態に応じて、教科によって当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることになっています。

議案資料は、区内の特別支援学級設置校の校長より平成31年度に使用する教科用図書として申請の出されたものの一覧です。

特別支援学級で使用する教科用図書は3種類に大別されます。

1点目は、文部科学大臣の検定済みの教科用図書です。これを使用する場合、学校は、通常の学級で使用されているものと同じものを使用します。ただし、学年の実態に応じて当該学年より下学年の教科用図書を使用することもございます。

2点目は、知的障害の特別支援学校で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作の教科書です。

3点目は、いわゆる附則9条図書と呼ばれる一般図書です。この附則9条図書については、東京都教育委員会が、特別支援教育教科書調査研究資料を作成しておりますので、これを参考にしまして児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容であるかどうかを各学校が検討し、選定をいたしております。

ご覧いただいております議案資料につきましては、児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容の附則9条図書を中心として使用する学校や、通常の学級との交流及び共同学習の推進等を配慮し、通常の学級で使用している文部科学省の検定済みの教科用図書の図や写真を使用して教員が特別支援学級用に編集し教材化する学校など、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色化を図りながら教科用図書の選定を行っております。

本案につきましては、このように各学校が1人1人の児童生徒に合った適切な教科用図書を調査研究の上、申請をし、教育委員会が採択を決定する手続になっております。

本日の議案資料の一覧に基づきまして、文京区立の小・中学校特別支援学級の児童・生徒が平成31年度に使用します教科用図書をご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 説明は終わりました。この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

第30号議案 「外国籍の保護者のための入学前相談会&弁護士等専門家相談会」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 続きまして、第30号議案「外国籍の保護者のための入学前相談会&弁護士等専門家相談会」の後援名義使用承認についてでございます。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第30号議案、「外国籍の保護者のための入学前相談会&弁護士等専門家相談会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人COMPASS。代表者は、村上由美子でございます。

事業名は、「外国籍の保護者のための入学前相談会&弁護士等専門家相談会」でございます。

平成 30 年 11 月 18 日の開催を予定しております。

実施場所は、文京シビックセンター 4 階シルバーホール及び和室でございます。

本事業は、情報不足になりがちな外国籍保護者に向けて多言語による相談会等を実施することにより、同じ境遇の保護者が集い、情報交換の場づくりにつながることを目的としております。

対象者は、在住外国籍保護者と子ども。

参加費は、無料でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業計画書、3 ページに収支予算書、4 ページから 12 ページに定款、13 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきましては、何かご質問等ございますでしょうか。確認したいこと等ありましたら、お願いいたします。

○坪井委員 聞き漏らしたかもしれません。この相談会は初めてこの法人がやるんですか。ほかのところでもやったことがある相談会だったでしょうか。

○教育総務課長 こちらの団体の相談会につきましては、弁護士等の専門家相談会というのは、区長部局、例えばアカデミー推進部のほうで何回も行われております。ただ、入学前相談会ということを含めたものとしては教育委員会では初めてということで、今回この議案で取り上げさせていただいた次第でございます。

○坪井委員 このCOMPASSがやっている相談会はいろいろあったけれどもということですか。

○教育総務課長 そういうことです。

○佐藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第31号議案 「講演会『学ぼう！！いじめが終わる方程式』～子どもの命を守るために大人が
知ってほしいこと～」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 次に、第31号議案「講演会『学ぼう！！いじめが終わる方程式』～子どもの命を守るために大人が知ってほしいこと～」の後援名義使用承認について」でございます。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第31号議案、「講演会『学ぼう！！いじめが終わる方程式』～子どもの命を守るために大人が知ってほしいこと～」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、未来の子ども達プロジェクト東京。代表者は、牧美和子でございます。

事業名は、「講演会『学ぼう！！いじめが終わる方程式』～子どもの命を守るために大人が知ってほしいこと～」。

平成30年9月23日の開催を予定しております。

実施場所は、科学技術館第3会議室でございます。

本事業は、講演やDVD上映を通じ、教育・行政機関や保護者等にいじめが起こるメカニズムである「いじめが終わる方程式」を学ぶ機会を提供することで、社会からいじめをなくすこと等を目的としております。

対象者は、保護者、教育者、行政関係者。

参加費は、1000円でございます。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業実施要綱、3ページに収支予算書、4ページに定款、5ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 私、この団体の活動について全然知らないのですが、いじめが終わる方程式があるんだったら、本当に教えてもらいたいと思いますが、どういう意味でいじめが終わるといいう言い方をされているのでしょうか。中身がこれじゃわからないので。

○教育総務課長 こちらの詳細な内容につきましては、私ども、資料も取り寄せておりますけれども、私どもとしては、内容もさることながら、まず第1点としては、東京都で、自殺対策補助事業

という事業がございまして、その事業の助成金を受けている。東京都でこの事業については一定程度認められているところがあるというのが1点目でございます。

もう1点は、この団体の近年の実績として、2015年ごろから文部科学省の後援をとりまして、各地方の、例えば大阪では大阪の教育委員会の後援をとって事業を行っている。そういった文部科学省などの後援をとって行っている実績が、2015年から10回程度既にあるということでございます。今回、文京区の後援をもらいたいということで、そういった実績等々を勘案して、この議案についてはご提案をするところでございます。

○清水委員 単に私が感じたことですが、いじめに対して、メカニズムであるとか方程式というのは、ちょっと不似合いな言葉かなと思っています。方程式というのは決まりがあることで、いじめ対策に本当にそういう決まりがあるのか、個人個人で違いが出てくるのではないかなと思います。ただ、大きな意味での持っていく方ということでの方程式なんでしょうけれども、違和感をちょっと感じました。これは意見です。

○佐藤教育長 坪井委員がおっしゃったとおり方程式があるのならいいのですが。

○坪井委員 これを行うこと自体、別に反対はしないんですが、いじめに取り組んでいかなきゃならない教育現場として、こういうことの情報提供があるのであれば、教育委員会にもフィードバックしていただければと思います。本当にいい方法があるのであれば、もっともっと教育現場に共有されるべきだし、私、ちょっとこの日行けないんですけれども、どなたかいらして、どのような話であったのか、文京区で把握していただくようなことはできるんでしょうか。要望なんですけれども。

○教育総務課長 書籍やDVDというのもあるということでございますので、手に入れられるようにぜひとも努力いたしまして、そういったものを参考にできる機会があれば、ご提供したいと考えている次第でございます。

○坪井委員 そこはよろしく願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、お諮りを申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

以上、用意した案件は全てでございます。

第2 その他の事項

○佐藤教育長 「その他の事項」は、何かございますでしょうか。こちらからはご用意はしていませんが、特に、委員の皆様、よろしいですか。

それでは、第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14 : 53)

平成 30 年 8 月 9 日

議事録署名人

教育長

委員